

## 戦後日本の会社制度の展開過程(Ⅲ)

### — 開放経済と大型合併の展開過程

#### 一、はしがき

昭和二十七年（一九五二年）八月十三日、国際通貨基金（IMF）が日本の加盟を承認した。IMFは世界の貿易為替の自由化を基本目標としていたから、わが国のIMFへの加盟は、わが国もまた、貿易為替の自由化を行う義務を負うことになったことを意味する。

しかし、当時、わが国はサンフランシスコ講和条約発効後間もなくであり、朝鮮戦争による特需で少し潤ったとはいえ、休戦成立で特需も下火になり、外貨事情は窮屈な状況にあり、貿易収支が赤字化すると国内の金融を引締めて輸入減・輸出増をはかつて、貿易収支の改善をはからなければならなかった。また、外貨予算を組んで、輸出に見合った輸入を認めるといふ為替管理を行っていた。したがって、IMFの目指す貿易為替の自由化をわが国が実行するためには、多大の努力が必要であった。

昭和三十年九月にGATT（貿易と関税に関する一般協定）に加盟することが認められ、わが国も国際社会の一員としての地位を確保するとともに、貿易自由化を行う義務を負うこととなった。

昭和三十年前後に日本経済の水準は戦前に復帰し、「もはや戦後ではない」が一種の流行語になったが、それでもIMFやGATTの義務を実行するためには、輸出産業を振興して輸出を伸ばし、外貨収入を増大する以外に道はなかった。

戦後日本の経済改革は、連合軍総司令部（GHQ）の主導のもとに、

日本経済の民主化をはかることを目指し、財閥解体や過度経済力集中排除などを行い、民主的で自由な競争が市場で行われるようにすることを目指した。その結果、旧財閥系会社は相互の連携を断ち切れ、ばらばらにされた。

しかし、国際社会に復帰し、自由貿易体制の中で国際的大企業と競争していく上では、ばらばらのままの中堅企業では不利である。そこで、独立回復後の日本政府の産業政策は、大企業の育成に力点を置き、制度面や金融面で、多くの支援がなされた。

個々の会社の成長をはかるだけでなく、合併を促進して企業規模を拡大し、業界を再編成して、過当競争による業界の混乱を收拾することも行った。その典型例が昭和三十年代後半の海運再編成である。

昭和三十九年六月には、三菱系の三つの重工業会社が合併して三菱重工業となった。

昭和四十五年には、八幡・富士両製鉄が合併して新日本製鉄となった。極く最近、平成二年には三菱鉱業セメントと三菱金属鉱業が合併して、三菱マテリアルとなった。

そのように、戦後占領期に分割された会社は、しだいに、合併によって戦前の姿に戻りつつある。

財閥系会社は、財閥家族、財閥本社などの中心をなくし、一度ばらばらになったが、やがて、その中の銀行・信託銀行・損害保険・生命保険などの金融機関の融資系列として連携しはじめ、それが事業会社間の株式持合に発展し、株式持合を通して企業集団を形成するという戦後日本

の大企業集団の形成方式が定着した。その時期は、昭和三十年代前半と見られる。

昭和三十六年五および六月の外国の投資家の証券投資、証券売却代金の外貨送金の規制緩和によって、昭和三十六年度以降は非常に高水準の外資流入となった。<sup>(1)</sup>

昭和三十九年四月一日、わが国はIMF八条国に移行した。その結果、外国為替の自由化が行われた。それに伴い、円ベースの投資の利潤送金が認められた。<sup>(2)</sup>

そのような外資自由化は、外国資本による日本株式の大量取得、さらには、日本の会社の外国資本による買収・乗っ取りを懸念させるものであったから、日本の会社は、株式安定化政策をとり、同一企業集団内の他の会社や取引先などの友好的な会社に依頼して株主になってもらい、安定株主として経営に協力してもらう体制をとった。それが、一層、企業集団としての結束を固めることになった。

戦後日本の大企業集団については、その形成の契機や過程、さらに、日本経済に対する功罪などについて諸説がある。この小論では、戦後日本の大企業集団の形成過程を分析する。

注

(1) 大蔵省百年史 下巻 昭和四十四年十月刊 三〇三頁右側

(2) 同書 同頁左側

二、海運業界の再編成過程

IMFやGATTへのわが国の加盟は、わが国の国際社会への復帰を象徴するものであったが、それらの国際機関は、基本的に世界の貿易為替の自由化を目指すものであり、わが国もそれらの機関に加盟した以上、加盟に伴う貿易為替自由化の義務を履行しなければならなかった。しかし、昭和二十年代に驚異的な復興を遂げたとはいえ、昭和三十年代のわが国経済は、なお、国際競争力に乏しく、それらの機関が特例として認

める産業保護政策や外国為替管理を行う必要があった。それでも、それらをいつまでも続けて行くことはできないので、やがて来るであろう完全自由化時代に備えて、国内産業とくに輸出産業の育成強化をはかり、貿易収支および国際資本収支の均衡ないし黒字化をもたらすようにする必要があった。その点で、海運業界が抱える海運国際収支の赤字が問題であった。昭和三十年代のわが国の海運国際収支の状況は次の通りである。<sup>(3)</sup>

海運国際収支 (IMF方式)	の推移		
	受	取	差引
昭和33年	215.5	373.7	△158.2
34	255.0	424.5	△169.5
35	276.7	531.9	△255.2
36	298.7	750.6	△451.9
37	327.7	710.1	△382.4
38	380.8	753.6	△372.8
39	511.7	921.9	△410.2
40	599.2	1,095.6	△496.4

海運関係国際収支の改善のためには、邦船による輸出運賃、三国間輸送運賃の増加が必須であり、このため、海運政策としては、邦船の船腹量の拡大、国際競争力の強化による邦船積取比率の向上及び三国間輸送の奨励等の施策が重要となって来る。しかし、昭和四十年には、昭和三十年に比べて、わが国の外国貿易量は、経済の高度成長に伴い、約五倍になったが、邦船輸送量は四・三倍にしかならず、邦船積取比率は、昭和三十三年の五七・八%を最高として、昭和四十年には四三%になった。<sup>(4)</sup>

そこで、運輸省としては、わが国の海運企業の強化を目指し、昭和三十八年、海運再建整備二法を制定して、企業の集約と減価償却不足の解

消による自立体制の確立を図ることになり、昭和三十九年四月、海運集約六グループの形成を行った。

昭和三十八年七月一日公布施行の「海運業の再建整備に関する臨時措置法」と「外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律」という、海運再建整備二法は、海運企業が合併、資本支配、長期用船契約等により一定の基準に達する「企業の集約」を行うこと（集約計画）、及び集約後五年以内に減価償却不足を解消して自立体制を確立するよう自主的な合理化努力を行うこと（自立計画）を条件とし、この条件を満たした海運企業に対して、第十七次以前の計画造船に係る日本開発銀行の利子の全額を五年間支払猶予すること、および市中金融機関も利子の二分の一以上を支払猶予する措置をとるべきこととしていた。<sup>(5)</sup> その結果、集約参加九五社は、合併により八八社となり、そのうち、次の六グループが当時（確認日、昭和三十九年五月末現在）のわが国外航船腹所有量の八割強を占めることになった。<sup>(6)</sup>

グループ名 参加中核会社

山下新日本汽船（山下汽船と新日本汽船）

昭和海運（日本油槽船と日産汽船）

大阪商船三井船舶（三井船舶と大阪商船）

日本郵船（日本郵船と三菱海運）

ジャパンライン（日東商船と大同海運）

川崎汽船（川崎汽船と飯野海運）

そして、それらの集約に参加しなかった企業は、計画造船の対象外とされた。つまり、いわばアメとムチによって、海運企業の集約が政策的に強行されたのである。

戦後日本の会社制度の展開過程を考察する上で、占領期の占領政策による財閥解体と並んで、独立回復後の時期の政策による企業再編が重要である。その「政策による企業再編」は、一貫して、「企業規模の拡大による国際競争力の強化と経営効率の向上」を目指していた。海運業界の再編成は、その典型である。

中でも、目を惹くのは、大阪商船と三井船舶の合併である。もともと、

大阪商船は住友系、三井船舶は三井系である。恐らく、自然の成り行きに任せたらば、両社の合併は起り得なかつたであろう。そこに、わが国特有の行政の介入による会社制度の展開を見ることが出来る。

合併前の両社の状況は、次の通りである。

三井船舶

発行済株式総数 一一〇、〇〇〇千株

三井系持株数 一六、六九〇千株

同 比率 一五・一七%

大阪商船

発行済株式総数 一五二、〇〇〇千株

住友系持株数 一六、六九九千株

同 比率 一〇・九九%

（昭和三十八年三月現在。年報系列の研究、経済調査協会編 一九六四年版による。）

しかし、合併して、大阪商船三井船舶となつてからは、しばらく、三井、住友の両グループのいずれにも属さず、右の「系列の研究」でも、その他のグループに掲載していた。それが、昭和四十九年に至つて、大阪商船三井船舶は、はっきり、三井系となり、三井系会社の社長会である二本会のメンバーとなつて現われる。そして、昭和四十九年三月現在、

大阪商船三井船舶

発行済株式総数 九四二、五五七千株

三井系持株数 一九一、五七六千株

同 比率 二〇・三三%

となつている。（同「年報系列の研究」一九七五・七六年版による。）

注

(3) 運輸省三十年史 運輸省 昭和五十五年三月発行 二一九頁

(4) 同書 二一八頁

(5) 同書 二二二頁

(6) 同書 二二二頁～二二三頁

### 三、三菱系三重工の合併

昭和三十九年四月一日より、わが国は、IMFの八条国に移行し、外国為替の自由化を行うことになった。また、同年四月三十日、わが国はOECD（経済協力開発機構）に加盟し、先進国の仲間入りをする事になった。それは、先進国の企業と対等の立場で競争することを意味した。

それまで、外貨割当によって制限されていた外国製品の輸入が自由化され、それらと競争していくためには、企業規模を拡大し、経営効率を高め、資本の集中投下によって良品を開発し、効率的な生産・販売を行うていく必要があった。

戦後の集中排除政策によって、旧三菱重工は、東、中、西の三つの日本重工に分割された。しかし、そのような地域別の分割によって、それぞれが別会社として発展した結果、互に競合したり、重複投資をしたりする弊害が見られるようになって来た。

もともと、戦後の財閥解体や集中排除政策は、対等な立場での自由競争を招来することを目指したものであったのだから、それらの三社が互に競り合うことは、歓迎すべきことであつた。

しかし、独立回復後の日本政府の政策は、競争促進よりも、業者の協調によって過当競争を防止し、業界の安定をはかり、それによって産業の発展と日本経済の発展をもたらすことに重点を置いて来た。昭和二十八年の独占禁止法改正により、不況カルテルが公正取引委員会の認可により結成できることになって以来、多数のカルテルが公認されて来た。

また、競合企業間の合併も、「一定の取引分野の競争を実質的に制限することにならない限り」許容されて来た。その結果、三菱商事や三井物産の大合同などが実現した。

それらは、貿易立国という国の政策による後押しと、かつて、同僚と一緒に働いた人々の親近性と、グループ力の発揮という戦後日本の企業集団形成の原動力が働いて形成されたものである。同一企業集団内に競合会社が二社・三社とあつては、それらと取引する際の選択に迷う

ことになる。そこで、銀行をはじめとする同一企業集団内の他の会社が、合併を期待して来た面もある。

その間の事情を、三菱造船株式会社史は次のように述べている。(1)

「三菱造船は、化学機械、繊維機械、紙、パルプ機械、自動車立体駐車設備などの新製品分野で、とりわけ新三菱重工と競合関係に立ち、同社と重複した設備投資をすすめて来たのである。

こうした状況のなかで三重工の競合関係は正をもとめる声がある。この内からおこり、いわゆる「三菱グループ」、そのなかでも3社の主要取引銀行である三菱銀行、共通の取引商社である三菱商事などからは、三重工間における協調体制の確立が強く要望された。本章第1節で述べたごとく、おりから日本経済は開放体制への移行段階にあり、国際競争の激化にそなえて、大企業同士の合併という事例もしだいに多くみられるようになった。このような時流を背景に、企業体質の強化と競争秩序の確立という要請が期せずして3社を合併へ指向させ、その具体的方策の決定と、合併に必要とする諸般の準備がすすめられていったのである。」

(なお、同趣旨の文言が、新三菱重工、三菱日本重工の二社の社史にも述べられている。)

昭和三十八年十月二十八日 三社合併契約書調印

同 年十一月二十九日 合併届出書を公正取引委員会に提出

昭和三十九年一月三十一日 公正取引委員会が、この三社合併が「一定の取引分野の競争を実質的に制限することにならない」とする見解を表明。合併届出効力発生。

同 年六月一日 三社合併。

なお、公正取引委員会は、抄紙機について外国二社の技術を併用すると問題があるとし、合併会社は、その二社のいずれか一社との技術援助契約を取り止めるべきことを要請した。

かくて、新生、三菱重工業は、資本金七九一億円余りの巨大会社になった。

注

(7) 三菱造船株式会社史 昭和四十二年六月 三菱重工株式会社編集・発行 一八〇頁

(8) 新三菱重工株式会社史 昭和四十二年 三菱日本重工株式会社史 昭和四十二年(以上の三社の社史は、合併後の三菱重工株式会社の手で編集・発行された三部作である。監修は、いずれも、安藤良雄東京大学教授である。)

#### 四、八幡製鉄と富士製鉄の合併

付 旧王子製紙三社の合併取止め

前項で見た三菱系三重工会社の合併については、際立った反対意見の表明は見られなかった。それは、一つの会社の規模としては、約八百億円という資本金の大きな会社ができることになったが、その製品は多岐にわたり、造船、自動車、建設機械などについては、競争する有力企業が他にあり、競争を実質的に制限することにならないとみられたからである。しかし、昭和四十五年の八幡製鉄と富士製鉄の合併については、とくに、近代経済学者たちが、挙って、反対の意見表明を行い、世間の物議を醸した。

八幡製鉄と富士製鉄は、もともと、戦時中、官営八幡製鉄所に民間の製鉄会社を合併してきた、半官半民の日本製鉄株式会社、終戦後の集中排除法により、両社に分割されたものである。

当時の八幡製鉄社長稲山嘉寛と富士製鉄社長永野重雄は、東京大学および日本製鉄で先輩、後輩(永野のほうが四才年長)の関係にあり、親密であった。

そのような人間関係を別にしても、当時の日本の製鉄業界の状況が両社を合併に向かわせる作用をした。

鉄は「産業の米」といわれる程、各種の産業にとって基礎物資である。良質・安価な鉄の安定供給が、各国の産業発展にとって不可欠である。それにもかかわらず、鉄鋼の需要は、景気変動によって大きく変動し、

それにつれて、鉄鋼の市場価格は激しく上下する。その原因は、製鉄・製鋼とも、巨大な装置を使用し、供給量の調節が難しいことにある。その上、戦後、製鉄技術が急速に進歩し、ますます、大容量の熔鉱炉の建設が各国で行われ、また、連続鑄造技術が開発された。それらの技術進歩が遅れまいとすれば、次々に設備を更新せざるを得ず、それは、鉄鋼業界の慢性的な設備過剰・供給過剰をもたらし、製鉄会社の経営を圧迫することになった。

戦後、昭和二十一年には、年産五六万トンにまで低下した粗鋼生産は、その後の財政投融資による支援によって、相ついで設備の更新・増設を行い、昭和四十四年には、年産七、〇〇〇万トンの規模に達した。<sup>9)</sup>

その結果、わが国は、米ソにつぐ世界第三位の製鉄国となったが、それに伴って、わが国の製鉄業界に種々の問題が起きて来た。その一つは、鉄鋼価格の安定化の問題であり、それと表裏をなす製鉄設備の調整の問題である。鉄鋼価格の安定化のために、昭和三十三年六月以降、鉄鋼公開販売制度が通産省の行政指導により行われている。この鉄鋼公販制度は、①対象事業者は、自ら毎月の生産予定数量および販売予定数量を定めて通産省に届出る、②販売価格を通産省に届出るともこれを公表する、③通産省に届出た販売予定数量および販売価格に基づいて一定の場所と同時に売出しを行う、という内容をもっており、昭和四十四年現在でも行われている。<sup>10)</sup>しかし、その公販制度をもってしても、価格の乱高下を防止することが不可能であったため、三十七年七月〜三十八年十月と四十年七月〜四十一年八月の二回にわたって通産省の指導により粗鋼減産(生産調整)が行われた。<sup>11)</sup>

次に過当設備投資競争に対処するため、通産省を中心として設備投資の調整が行われて来た。これは、昭和二十六〜二十七年頃から始められ、三十四年から本格的に行われ出した。それは、通産省が見通しを立て、それにもとづき、第一次的には業界の自主調整に期待し、これが難航した場合、通産省が各社別に行政指導を行う形式がとられた。<sup>12)</sup>

その後、昭和四十一年十一月の産業構造審議会重工業部会鉄鋼基本問題小委員会の答申「今後の鉄鋼業のあり方について」において、今後、

鉄鋼業の基幹産業としての性格と産業全般に与える影響にかんがみ企業の合併、共同投資、業務提携等の投資主体の集約化が望ましいが、集約化の過程においては国民経済的見地から実効性ある設備投資調整がとくに必要であるとの方向が打ち出され、これに沿って四十二年度から鉄鋼部会が設けられ、設備投資調整は、同部会を中心に行われることになった。<sup>(13)</sup>

昭和四十四年当時、通産省の行った鉄鋼行政の一つとして、

「⑥昨四十二年四月に発表された八幡・富士両社の合併の産業政策的見地からする支持」

が掲げられている。<sup>(14)</sup>

そのような行政側の支援と同時に、業界内部にも、いろいろな機関が設置され、設備の自主調整が試みられた。とくに、昭和四十年一月から、鉄鋼連盟のなかに、「鉄鋼設備調整研究委員会」が設けられ、高炉六社の社長を中心に自主調整の努力が懸命に続けられた。<sup>(15)</sup>

しかし、自由経済のあり方に対する見方の差、ないしはシェアの維持向上に対する執着などから各社の意見は対立し、合理的な調整をみるにはほど遠い状況であった。そして、ついに、昭和四十一年七月、永野重雄富士製鉄社長が、わが国の鉄鋼メーカーを東西二大製鉄会社に再編成することによって投資調整を行うことが、もつとも効率的であると提唱した。これは来るべき八幡・富士の合併の布石となる発言であった。<sup>(16)</sup>

また、わが国財界の代表的調査機関である「日本経済調査協議会」（中山素平委員長）は昭和四十二年六月、「わが国産業の再編成」を提唱した。これは、鉄鋼を含む主要七業種について、二ないし三の小グループに投資単位を集約化して国際競争力をつけるべきことを提言している。<sup>(17)</sup>

また、国外を見ると、英国は昭和四十二年に十四社を吸収して英国鉄鋼公社をスタートさせ、西ドイツは、昭和三十九年以降、A.T.H.が数社を吸収や委託契約によって傘下におさめ、ヘッシュはドイツ国内企業との統合だけでなく、オランダのホーホオーフェンスと提携し、国境を越えた合同への第一歩が踏み出されていた。フランスは、昭和四十一年から四十五年にかけて、三大鉄鋼会社に集約されていき、アメリカ各社は

積極的な近代化投資を行うとともに、新立地の製鉄所を計画し、その投資額は欧州共同体（EC）やわが国のその二倍にのぼるものであった。<sup>(18)</sup>

稲山嘉寛八幡製鉄社長と永野重雄富士製鉄社長は、このような国内外の事情のもとで、国内における経済秩序維持と国際競争力を強化するためには、両社の合併以外にないとの結論に達し、ひそかに政府や銀行などの関係先へ意向を打診するなど、着々とその段取りを進めていった。<sup>(19)</sup>

両社の合併が公けにされたのは、昭和四十三年四月十六日であるが、これは、旅先での永野社長の談話を毎日新聞記者がスクープし、翌日朝刊の第一面に掲載したのを、稲山社長がこれを認める談話をするという形で行われた。<sup>(20)</sup>

同年五月、八幡・富士両社は正式に公正取引委員会に合併趣意書を提出した。<sup>(21)</sup>

同年六月十五日、近代経済学者グループ、八幡・富士や旧王子製紙系三社の大型合併に反対の声明を発表した。<sup>(22)</sup>

同年八月、産業構造審議会、大型合併賛成で合意。

昭和四十四年二月二十四日、公正取引委員会、八幡・富士合併問題につき、条件付で了承の方針内示。

同年三月六日、八幡・富士両社合併に調印。

同年三月十二日、両社が公取委に合併対応策提出。

翌日、公取委、不十分と回答。

同年五月七日、公取委は両社合併につき停止勧告をし、東京高等裁判所に緊急停止処分申立を行う。

同年八月二十一日、両社が、合併に関する積増対応策を公取委に提出。

同年十月十五日、両社は「同意審決の申出書」を提出し、さらに、対応策を明示した。

同年十月三十一日、公取委は同申出書を精査した上、適当と認める審決を下した。

昭和四十五年三月三十一日、両社は合併し、新日本製鉄株式会社発足。会長に永野重雄、社長に稲山嘉寛が就任した。

なお、審判の途上で問題となったのは、鉄道用レール、食かん用ブリキ、鋳物銑、鋼矢板の四品種の市場占有率が高くなり過ぎ、それらの市場での競争を実質的に制限することになることであつた。それらは、設備譲渡、子会社株式の他社への譲渡、他社への技術指導などの対応策をとることで、同意審決に至つた。<sup>(23)</sup>

以上のような経過を辿つて、新日本製鉄が誕生したが、その過程は、公正な競争を維持することと国内経済秩序維持、国際競争力強化の二つを両立させる問題を解決する過程であつた。近代経済学者は前者の観点から合併に反対し、政官財各界の人びとは後者の観点から合併を推進した。

その後の経過を見ると、一九八六年には、新日本製鉄は単一企業として世界第二位、民営会社として世界第一位の製鉄会社に発展し、アメリカのUSスチール(USX)をはるかに凌駕するに至つた。それだけ国際競争力は強化されたといえる。しかし、わが国からの対米鉄鋼輸出が日米経済摩擦の要因になつていくこと、さらに、日本国内の鉄鋼需要者・消費者にどれ程の便益をもたらしたかがよく判らないことなどから、新日本製鉄誕生の評価をどのように下すかは、なお不明である。

#### 注

- (9) 通商産業省二十年史 通商産業省編 通商産業調査会発行 昭和四十四年 四五頁～四八頁
- (10) (11) 同書 四七頁
- (12) 同書 四七頁～四八頁
- (13) 同書 四八頁
- (14) 同書 四九頁
- (15) 八幡製鉄所八十年史 昭和五十五年十一月発行 四二二頁～四一三頁
- (16) (17) 同書 四一四頁
- (18) 同書 四一五頁～四一六頁
- (19) 同書 四一六頁

(20) (21) 同書 四一六頁～四一七頁

(22) 通商産業省三〇年誌 昭和五十四年五月 通商産業省編 通商産業調査会発行 二三八頁～二四二頁

なお、旧王子製紙三社は、昭和四十三年三月二十一日、合併契約書に調印していたが、公取委の審査が通らないと見て、同年九月十九日、合併事前審査申請を取下げ、合併を断念した。

(23) その概要は、前出の八幡製鉄所八十年史 四二〇頁に記されている。なお詳細は、「八幡製鉄と富士製鉄の合併」公正取引委員会編 昭和四十四年十二月 公正取引協会発行に記されている。

また、NHKは、平成七年八月五日、「戦後50年その時日本は⑤新日鉄誕生攻防」という番組を放映した。その中に、政官財各界の関係者の声が収録されている。

#### 五、第一銀行と日本勸業銀行の合併

戦後、わが国の金融業界は、復興資金や成長資金などの資金需要が旺盛で、つねに、資金需要超過、資金供給不足の状態が続いたため、金利の高騰を抑制する目的で、昭和二十二年、臨時金利調整法が制定され、大蔵大臣が日本銀行総裁をして金利の上限を定めさせることができた。された。

したがって、定められた金利の上限以下で、いかにして、資金を配分するかが金融機関の業務の中心であつた。

しかし、昭和三十九年四月、わが国がIMF八条国へ移行し、また、OECDに加盟した結果、外国為替の自由化、資本取引の自由化を迫られることになつた。それは、必然的に、金融機関の業務を自由化し、金融機関相互の競争を促進することになつた。

それまで、金利のほか、配当政策や店舗開設などについても、大蔵省がきびしく監督して来た。それが、昭和四十年代前半期に、それらを、漸次、自由化して金融機関の自主性に委ねる方向に進み始めた。もちろん、それを一気に行えば金融業界に混乱を生じ、社会的な信用不安を招

く恐れがあったので、自由化の速度は、極めてゆっくりしたものであった。そして、まず、手始めに、昭和四十五年三月期から金融機関の経理統一基準が全国銀行に適用され、四十六年三月期から相互銀行・信用金庫にも適用されることになった。それにより、金融機関の経営実態が決算に反映されるようになり、金融機関の質的な競争が促進されると期待された。そして、やがて、配当自由化から、金利自由化へ進むことが展望された。それは、金融機関の規制緩和、競争促進、経営自主化へ進むことを意味した。<sup>(24)</sup>

そのような新しい金融行政の展開は、金融機関の体質強化を促すものであった。そして、昭和四十三年五月施行の金融二法にもとづき、中小金融機関を中心とする金融機関相互の異種合併や同種合併が盛んになった。

そのような国内外の金融情勢の変化は、大銀行にも危機感を抱かせ、やがてやって来る金融自由化時代に備えて、企業規模を拡大し、体質を強化し、経営効率を高めるような銀行間の合併を模索させることになった。それは、昭和四十六年十月一日の第一銀行と日本勧業銀行の合併となって実現した。

第一銀行は明治六年創立の第一国立銀行の後身であり、渋沢栄一の活躍の場となった銀行である。第一銀行の傘下には旧渋沢系企業が付随していた。それらは大規模な工業企業が多かった。太平洋戦争中、金融統制の一環として、第一銀行は三井銀行と合併させられ、帝国銀行となっていた。それが、戦後、再び帝国銀行から離れて、第一銀行として復活したものである。それは、占領政策として強制されたものでなく、むしろ、旧第一銀行の社員たちの希望によつたものとされている。

それに対し、日本勧業銀行は、明治三十年、日本勧業銀行法にもとづき、中小農工業者のための金融機関として創立されたものである。そして、はじめは、預金業務は認められず、債券を発行して資金を集め、それを工業、農業などに不動産を担保として長期に貸付けた。債券に魅力を与えるため、抽選により割増金をつけることも認められた。<sup>(25)</sup>

大正十年以降、日本勧業銀行は、全国四六の農工銀行を合併して、全

国に店舗網を拡大した。農工銀行は、日本勧業銀行法と同時に公布された「農工銀行法」にもとづき、全国各県に一行づつ開設され、農工業の改良発達のための貸付を行った。一部は、日本勧業銀行の代理貸付を行った。後に、両行の間に競合関係が生ずることもあり、また、昭和二年の金融恐慌に際し制定された「銀行法」が、銀行の最低資本金を、地方は一〇〇万円、都市は二〇〇万円としたこともあり、それに満たない農工銀行は日本勧業銀行に合併した。<sup>(26)</sup>

明治四十三年七月以後、預金の業務を行えるようになり、昭和十七年には、大蔵大臣の認可を条件として、いかなる借り主に対しても無担保の短期貸付ができるようになり、貸付対象は農業から工業へ重点を移し、昭和二十年二～三月には、特殊銀行の制約から解放されて、普通銀行業務のすべてを兼営できることになった。

終戦後は、特殊銀行制度が廃止され、日本勧業銀行は、普通銀行化された。<sup>(27)</sup>しかし、昭和二十五年三月、「日本勧業銀行法」廃止とともに、「銀行等の債券発行等に関する法律」が制定され、普通銀行も債券を発行できるようになったので、日本勧業銀行は債券発行を行う長短金融併営の銀行として再スタートすることになった。<sup>(28)</sup>

以上のように、第一銀行と日本勧業銀行は、その来歴を異にしていたが、昭和四十年代に入つて、わが国の国際化が急速に進展するとともに、「金融効率化行政」が推進された。また、金融制度調査会を舞台にして、金融再編成についてのコンセンサスづくりが急ピッチで進められた。金融制度調査会は、昭和四十一年六月から検討を開始し、その第一段階として、昭和四十二年十月、「中小企業金融制度のあり方について」と題する答申を大蔵大臣に提出し、さらに、昭和四十五年七月、「一般民間金融機関のあり方等について」と題する答申を大蔵大臣に提出した。後者の答申では、「金融機関とくに同種の金融機関においては経費率につき規模の利益が認められるといえよう。このような規模の利益は、本部経費のてい減、業務の大量処理による経費節減等のほか、とくに電子計算機を主体とする事務の機械化面で大きな意味をもってくるものと考えられ

る」としていた。<sup>29</sup>当時、すでに銀行業務のコンピュータ化が緒についており、同種金融機関が合併して規模を拡大すれば、コンピュータ化の経費削減効果が一層増大すると期待されていた。

そのような金融再編成の流れとともに、当時の第一銀行の井上頭取のもとで常務を務め、後に、渋沢倉庫社長になっていた八十島氏が、日本勧業銀行頭取横田氏と幼少のころから面識があったことから、八十島氏の仲介で、昭和四十四年十二月十七日、井上・横田両頭取の会合がもたれ、両行の合併の話が進出し出した。八十島氏は、当時を懐古して、「当時金融再編成問題が新聞紙上を賑わし、大蔵省の金融行政もその線に沿って動いていく情勢にあつたので、外部から見えて、第一銀行もどこか良い相手と合併して発展の道を切り開く必要があると考えていた。

たまたま勧銀の横田頭取とは子供の時から面識があり、その人柄についても弟（慶應義塾大学時代に横田頭取と同級生）や慶應の先輩・後輩の話を通じて知っていた。

さらに、勧銀の行風や行員の性格が第一銀行のそれに最も近いと以前から思っていたので、このような考えを井上頭取にお話し、横田頭取にお会いになるようおすすめた次第です。<sup>30</sup>

八十島氏のような適当な仲介者がいたことと、井上・横田両頭取の努力と決断により、日本勧業銀行を存続会社とし、第一銀行が解散するという「吸収合併」方式で合併することになった。それは、両行が解散して新銀行を設立する「新設合併」が望ましかったが、新設合併は事務が煩瑣で多大の経費を要することから、吸収合併方式になったとされている。<sup>31</sup>

なお、井上・横田両頭取は、ともに金融制度調査会委員として、答申作成の審議に参加しており、同時期に同じテーマについて考察していた点も、合併成功の契機となったとされている。<sup>32</sup>

昭和四十六年三月十一日、日本経済新聞が朝刊第一面で、「第一・勧銀が対等合併」と報じ、同日、両頭取は記者会見を行って合併を正式に発表した。それを受けて、福田大蔵大臣、澄田大蔵事務次官、佐々木日本銀行総裁等が、その合併を歓迎する談話を発表した。その日以降、昭和

四十六年三月二十五日、両行がそれぞれ取締役会を開いて合併契約締結の承認を決議し、同日、両頭取が合併契約書に調印。同年四月二十六日、大蔵省から合併内認可書が交付され、同年五月二十八日、両行の定時株主総会で合併が承認され、また、公正取引委員会も同年七月十六日に合併届出受理書を両行に交付した。<sup>33</sup>

そして、昭和四十六年十月一日、両行は合併して、第一勧業銀行として新発足した。

第一勧業銀行は、当時、日本最大の資金量をもつ銀行となった。

## 注

(24) 大蔵省百年史 下巻 昭和四十四年十月 大蔵財務協会発行 三九二頁  
 ～三九二頁 新しい金融行政の展開の項参照。

(25) 第一勧業銀行二十年史 平成四年九月発行 一四頁～一五頁

(26) 同書 一六頁～一八頁

(27) 同書 一九頁～二〇頁

(28) 同書 二二頁

(29) 同書 二八頁

(30) 同書 二九頁～三〇頁

(31) 同書 三一頁

(32) 同書 三二頁

(33) 同書 三七頁～三九頁

## 六、結び

会社制度は、法令にもとづき、行政の指示にしたがって展開される。とくに、戦後の占領期には、連合軍の占領政策によって財閥解体と集中排除が行われ、また、独占禁止法が制定されて、私的独占の禁止と公正取引の確保がはかられた。

講和条約が発効し、わが国の独立が回復され、国際社会に復帰してからは、いかにして国際社会の中で先進諸国の大企業に伍して、競争し打

ち克つていくかが課題となった。それでも、昭和三十年代末までは、IMF十四条国として輸入外貨割当などの外国為替管理が許容され、外国製品の輸入が規制され、国内産業が保護されて来た。

しかし、昭和三十九年四月のIMF八条国への移行とOECD加盟は、そのような甘えを許さなくなり、わが国企業も、国際社会の中で先進国企業と対等な競争を行うことを強いられることになった。

そのような環境の変化に対応して、わが国企業もその規模を拡大し、経営効率を高める必要に迫られ、昭和三十九年〜昭和四十六年の間に、海運業界の再編成、三菱系三重工の合併、新日本製鉄の誕生、第一勧業銀行の誕生などの大型合併が行われた。それらは、陰に陽に、行政側の支持・支援のもとに行われた。

独占禁止法の番人である公正取引委員会も、八幡・富士両製鉄の合併に際し、かなり難色を示し、きびしい注文をつけたが、結局、その合併を承認した。

それらの一連の企業合併は、確かに、国際競争力を向上させ、経営効率を高めたが、その反面で、適正規模の企業が市場を分け合い、有効な競争を行うという望ましい産業組織のあり方から見れば、いささか問題を残した。それが八幡・富士の合併に対する近代経済学者グループの反対声明となって現われた。

この小論では、それらの一連の企業合併の過程を考察した。

今後、さらに、その後の合併企業の進んだ道を検討し、それらの企業合併に歴史的評価を下すつもりである。